

第31期
業務報告書

自:2021年4月1日
至:2022年3月31日



初夏の候、会員の皆さま方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ここに、当金庫第31期(2021年度)の業務内容を報告させていただくにあたり、平素のご愛顧とご支援に対し、心より厚く御礼申し上げます。

昨年のわが国経済は、新型コロナウイルス感染再拡大を受け、コロナ感染症対策と経済活動の両立が課題とされる中、景気は緩やかな回復局面にあるものの引き続き厳しい状況となりました。

信用金庫の主要取引先である中小企業の多くは、コロナ禍における先行きの不透明感に加え、経営者の高齢化に伴う後継者問題および人手不足などを背景に景況感は悪化しており、依然として厳しい経営環境に置かれているのが実情です。

こうした中において、当金庫は取引先の資金繰りを支え事業継続を支援し、地域経済の回復に努めていくことが最重要課題と捉え、地域社会全体の成長と地域住民の皆さまの生活向上のために、金融機能の発揮と地域の課題解決に向け取組んでまいりました。また、事業者支援に加え、人口減少・超高齢化といった地域全体の社会的課題に対する取組も重要であり、SDGsの視点を持った地域への支援も継続してまいりました。

2021年度は、預金については、個人預金は増加したものの、法人預金は前年度におけるコロナ対策による手元資金積上げや各種支援金受給の反動により減少し、また公金の大口定期預金の一部解約等により全体では預金残高は期首比18億円減少し2,199億円となりました。貸出金については、前年度に取組んだコロナ対応の資金繰り支援により、資金確保の動きが一巡した反動で事業性新規貸出が鈍化し、貸出金残高は期首より21億円減少し938億円となりました。

一方、収益面においては、業務純益は316百万円の計上となり、長期金利の低位による貸出金利息収入の減少等があったものの、経常利益は332百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は275百万円となり、法人税等を考慮した後においても266百万円の当期純利益となりました。

なお、自己資本比率は、10.90%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

2022年度は中期経営計画の2年目にあたり、中期経営計画の達成に向け取組を深化していくこととしております。

また、2022年度事業計画を着実に完遂することで、地域に根ざした協同組織金融機関として、地域の課題解決と地域社会の成長に貢献することによって、「地域社会において信頼され、必要とされる金融機関であり続ける」ことを目指し、地域での存在価値を高めてまいりたいと思います。

役員職員においても、お客さまからの信頼と信用に応えられる信用金庫人として、社会的使命を果たしていく所存でございますので、引き続き、「東山口信用金庫」に格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

2022年6月21日

理事長 松原 正雄

経営理念

協同組織による地域金融機関として、円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興及び地域住民の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に貢献します。

経営方針

- 一、健全な経営を維持し、信用の保持に努めます。
- 一、信用金庫の独自性を発揮します。
- 一、人材を育成・活用し、新たな経営課題に挑戦します。
- 一、信頼され、愛される信用金庫を目指します。
- 一、協調と融和を旨とし、生き生きとした魅力ある職場を実現します。

行動指針

- 一、誠意と真心をもって接します。
- 一、熱意と情熱をもってやりぬきます。
- 一、創意と工夫をもって取り組みます。

●当金庫の概要

創	立	1991年4月1日
出	資	金 7億85百万円
会	員	数 20,407名
店	舗	27店舗
役	職	員 数 237名
営	業	区 域 山口県全域
本	店	所 在 地 山口県防府市天神一丁目12番18号

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位:百万円)

資		産	
科	目	金	額
(資産の部)			
現預		現金	2,524
買入金	入金	金権	59,261
有価証券	債権	託券	8,173
		信託	0
		債券	72,479
	国債	債権	6,263
	地方債	債権	11,035
	株式	債権	26,648
	その他	証券	59
貸出	その他の証券	証券	28,471
		金	93,881
	割引手形	形付	708
	手証	付付	4,583
	当座貸付	越付	86,594
その他	貸付	越付	1,993
	未決済	貸付	1,371
	信託	貸付	22
	前払	金出	1,021
	未収	費用	21
	その他の	益	196
有形	固定資産	資産	108
	建物	資産	2,334
	土地	物	909
	リース	地	989
	建設	資産	100
	仮勘	定	-
	その他の無形	固定	334
無形	固定資産	資産	15
	ソフトウェア		12
	その他の無形	固定	3
前繰	払延	費用	109
債	年税	資産	-
倒	保	証	142
	引当	金	△ 736
	(うち個別貸倒引当金)		△ 472
資産の部合計			239,558

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

負債及び純資産

科 目		金 額
預	(負債の部) 金 積	219,984
	当座預金	2,290
	普通預金	100,860
	貯蓄預金	633
	通知預金	195
	定期預金	107,500
	定期積金	7,350
	その他の預金	1,153
借	用 金	9,500
	借入金	9,500
そ	の 他 負 債	687
	未決済為替借	35
	未払費用	110
	給付補填備金	11
	未払法人税等	1
	前受収益	34
	払戻未済金	14
	払戻未済持分	1
	職員預り金	328
	リース債	100
	資産除去債	24
	その他の負債	24
賞	与 引 当 金	78
退	職 給 付 引 当 金	-
役	員 退 職 慰 勞 引 当 金	183
睡	眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9
偶	発 損 失 引 当 金	20
繰	延 税 金 負 債	30
再	評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	97
債	務 保 証 金	142
負	債 の 部 合 計	230,734
	(純資産の部)	
出	資 金	785
	普通出資金	785
利	益 剰 余 金	8,421
	利益準備金	854
	その他利益剰余金	7,566
	特別積立金	7,100
	当期末処分剰余金	466
処	分 未 済 持 分	△0
会	員 勘 定 合 計	9,206
そ	の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 612
土	地 再 評 価 差 額 金	229
評	価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 382
純	資 産 の 部 合 計	8,823
負債及び純資産の部合計		239,558

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2021年4月1日～2022年3月31日

(単位:千円)

損益計算書

科 目		金 額
経	常 収 益	2,848,032
	資 金 運 用 収 益	2,421,759
	貸 出 金 利 息	1,568,911
	預 け 金 利 息	71,695
	有 価 証 券 利 息 配 当 金 息	726,903
	そ の 他 の 受 入 利 息	54,248
	役 務 取 引 等 収 益	213,631
	受 入 為 替 手 数 料	94,401
	そ の 他 の 役 務 収 益	119,229
	そ の 他 の 業 務 収 益	111,452
	国 債 等 債 券 売 却 還 益	102,440
	国 債 等 債 券 償 還 益	200
	そ の 他 の 業 務 収 益	8,811
	そ の 他 の 経 常 収 益	101,188
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	34,673
	債 権 取 立 益	48,016
	株 式 等 売 却 益	3,728
	金 銭 の 信 託 運 用 益	-
	そ の 他 の 経 常 収 益	14,770
経	常 費 用	2,516,015
	資 金 調 達 費 用	45,077
	預 給 補 金 利 息	29,163
	借 付 用 金 繰 入 額	6,882
	そ の 他 の 支 払 利 息	7,411
	役 務 取 引 等 費 用	1,619
	支 払 為 替 手 数 料	247,339
	そ の 他 の 役 務 費 用	29,398
	そ の 他 の 業 務 費 用	217,940
	国 債 等 債 券 売 却 損	5,205
	国 債 等 債 券 償 還 損	-
	国 債 等 債 券 償 却 損	-
	国 債 等 債 券 償 却 費	-
	金 融 派 生 商 品 費 用	3,820
	そ の 他 の 業 務 費 用	1,385
	経 費	2,151,128
	人 物 件 費	1,382,793
	税 の 他 の 経 常 費 用	699,774
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	68,560
	貸 出 金 償 却 損	67,264
	株 式 等 売 却 損	-
	株 式 等 償 却 損	18,102
	金 銭 の 信 託 運 用 損	827
	そ の 他 の 資 産 償 却 損	-
	そ の 他 の 経 常 費 用	10,832
	経 常 費 用	37,502
経 特	常 別 利 益	332,016
	固 定 資 産 処 分 益	-
	そ の 他 の 特 別 利 益	-
特 別	損 失	56,044
	固 定 資 産 処 分 損	13,960
	減 損 損 失	1,565
	そ の 他 の 特 別 損 失	40,519
税 引 前 当 期 純 利 益		275,972
法 人 税 住 民 税 等		1,956
法 人 税 等		7,025
法 人 税 等		8,982
当 期 純 利 益		266,990
繰 越 金 (当 期 首 残 高)		199,350
当 期 末 処 分 剰 余 金		466,340

●記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分・役員一覧

(単位:円)

剰余金処分

当期末処分剰余金	466,340,752
----------	-------------

これを次の通り処分いたします。

(単位:円)

剰余金処分額	315,703,854
利益準備金	-
出資に対する配当金	15,703,854
特別積立金	300,000,000
繰越金(当期末残高)	150,636,898

上記の通りであります。

2022年6月21日

●役員一覧 (2022年3月31日現在)●

理事長 松原 正雄

常務理事	森本 浩	常勤理事	兼森 哲司
常勤理事	川本 信吾	常勤理事	重田 哲秀
常勤理事	三田 浩士	常勤理事	清水 健治
理事相談役	嶋本 博	理事	多治比輝明
理事	橋本 勲美		
常勤監事	渡邊 充生	監事	岡村 峰夫
監事	岩本 邦男	監事	尾崎 陽一

※1 理事 多治比 輝明、橋本 勲美は
信用金庫業界の「総代会機能向上策等に関する業界申合せ」に
基づく職員外理事です。

※2 監事 岩本 邦男、尾崎 陽一は
信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

独立監査人の監査報告書

東山口信用金庫
理事会 御中

令和4年5月20日

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大江 友樹
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、東山口信用金庫の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第31期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する事が適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を

監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、東山口信用金庫の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第31期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

業務の概況

●総代会事項

2021年6月22日、第31期通常総代会を開催し、下記報告事項の報告を行い、議案を付議し、承認可決されましたのでご報告申し上げます。

〈報告事項〉

第30期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

第一号議案 剰余金処分案承認の件

第二号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

第三号議案 理事1名選任の件

●登記事項

2021年4月8日 出資の総口数及び払込済出資総額の変更を登記しました。

2021年9月13日 従たる事務所の所在地の変更を登記しました。

●その他主な事項



「信用金庫の日」の献血活動 2021年6月15日(火) 会場:東山口信用金庫 本店

当金庫では毎年、地域貢献活動の一環として「信用金庫の日」に県赤十字血液センターの移動採血車による400mL献血に協力しております。特に今年度は、新型コロナウイルスの影響で献血バスの受け入れ延期やキャンセルが相次ぐ中、多数の近隣住民や来店客の協力により、2時間で30名の献血を行う事が出来ました。今後とも当金庫は地域貢献活動に努め、あらゆる角度からSDGs(持続可能な開発目標)に取り組んでまいります。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

◇金融再生法開示債権は、貸出金以外の債権(債務保証見返り、仮払金、未収利息等)も対象になっております。

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	2020 年度	2,817	2,178	1,441	737	77.31%	53.54%
	2021 年度	2,402	1,795	1,251	544	74.74%	47.28%
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2020 年度	814	814	622	192	100.00%	100.00%
	2021 年度	862	862	642	220	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2020 年度	1,354	1,175	717	458	86.77%	71.89%
	2021 年度	940	783	534	249	83.34%	61.40%
要管理先債権	2020 年度	648	188	101	86	29.08%	15.85%
	2021 年度	598	148	74	74	24.85%	14.18%
正常債権	2020 年度	93,472					
	2021 年度	91,696					
合 計	2020 年度	96,290					
	2021 年度	94,098					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略への対応

当金庫は、地方自治体に求められている「地方版総合戦略」の推進を支援するために「地方創生委員会」を設置しております。

これまで、地方創生の実現に向けて協働することを目的に「地方創生に係る包括連携協定」を山口県、防府市および柳井市と締結し、現在様々な取組みを実施しております。主な取組みとしては、子育て応援や子どもの貧困対策に取組む団体の支援活動を目的とした山口県の「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に対して寄付金を贈呈いたしました。また、山口県と県内3信用金庫の連携事業として、中山間地域への移住創業をされる方に対し、移住地の自治体とも連携し、創業前からのサポートを行うとともに「やまぐち中山間移住創業助成金」を贈呈する取組みを行っております。

さらに、日本政策金融公庫と「業務連携に係る覚書」を締結し、創業者に対する金融面のサポートに取り組んでおります。

今後も地方自治体などとの連携を進め、諸政策について協働した取組み等を行うことにより、地方創生の実現に寄与するとともに、当金庫営業エリアの地域活性化と地域社会の発展に貢献いたします。

お問い合わせ先

地方創生担当部署：東山口信用金庫 融資部 経営相談課
電話 0835-23-2326

事業者の皆さまに対する「コンサルティング機能」の発揮について

当金庫は、コロナ禍において事業者の皆さまに単に資金をご融資するだけでなく、継続的なお取引関係を通じて得られた情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用し、皆さまの事業価値向上や経営課題解決等を伴走してサポートさせていただきます。

その際、事業者の皆さまの目標や課題を理解し、お客さまと共有させていただき、最適なソリューションをご提案・実行することで、「コンサルティング機能」を発揮いたします。

■お客さまとの信頼関係の構築と経営目標や課題の理解と共有

当金庫は、事業者の皆さまへの日常的・継続的な訪問等により、経営の悩み等をご相談いただける信頼関係を築き、ご相談等を通じて提供いただいた様々な情報を基に、お客さまの経営の目標や課題を理解し、共有させていただきます。

■適切なソリューションのご提案

当金庫は、事業者の皆さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向け、事業のライフステージを適切かつ慎重に検討したうえで、ライフステージに応じて適時適切なソリューションを提案いたします。

その際、必要に応じ、お客さまの立場にたつて、他の金融機関、外部専門家、外部機関と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用してまいります。

■協働によるソリューションの実行とアフターケア

当金庫は、事業者の皆さまや連携先とともに、ソリューションの適切性を検証・確認し、お客さまと協働してソリューションを実行いたします。また、実行後においても、お客さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向け、連携先と協力して継続的に且つ伴走してサポートさせていただきます。

●本部・店舗一覧

本	部	総務部	☎(0835)23-2324
		総合企画部	☎(0835)23-2332
		経理部	☎(0835)23-2325
		業務部	☎(0835)23-4060
		融資部	☎(0835)23-0330
		事務部	☎(0835)23-4031
		監査部	☎(0835)23-4097
本	店	防府市天神 1-12-18	☎(0835)23-2329
柳井	支店	柳井市中央 2-7-31	☎(0820)22-3501
平生	支店	熊毛郡平生町大字平生町 197-70	☎(0820)56-2148
田布施	支店	熊毛郡田布施町大字下田布施 899-15	☎(0820)52-2105
由宇	支店	岩国市由宇町中央 1-5-5	☎(0827)63-0857
室積	支店	光市浅江 1-18-17	☎(0833)71-0121
上関	支店	熊毛郡上関町大字長島 573	☎(0820)62-0202
周南	支店	周南市新宿通 1-14	☎(0834)31-6131
岩国	支店	岩国市室の木町 1-1	☎(0827)22-3101
周東玖珂	支店	岩国市周東町下久原 1151-1	☎(0827)84-2131
南岩国	支店	岩国市南岩国町 1-21-10	☎(0827)32-2141
柳井南	支店	柳井市中央 2-7-31	☎(0820)22-3501
徳山	支店	周南市御幸通 2-16	☎(0834)31-2525
富田	支店	周南市政所 3-14-16	☎(0834)62-3151
福川	支店	周南市政所 3-14-16	☎(0834)62-3151
遠石	支店	周南市遠石 1-11-18	☎(0834)31-0220
月丘町	支店	周南市新宿通 1-14	☎(0834)31-6131
宮市	支店	防府市宮市町 3-6	☎(0835)23-2334
三田尻	支店	防府市大字新田 874-6	☎(0835)23-2336
中関	支店	防府市大字新田 874-6	☎(0835)23-2336
防府駅前	支店	防府市八王子 1-1-21	☎(0835)23-2338
牟礼	支店	防府市牟礼今宿 2-13-1	☎(0835)23-2341
華城	支店	防府市西仁井令 2-11-5	☎(0835)23-2301
大道	支店	防府市大字台道 3535-1	☎(0835)32-2221
下松	支店	下松市大字西豊井 894-3	☎(0833)41-0690
光	支店	光市浅江 1-18-17	☎(0833)71-0121
栄町	支店	下松市大字西豊井 894-3	☎(0833)41-0690